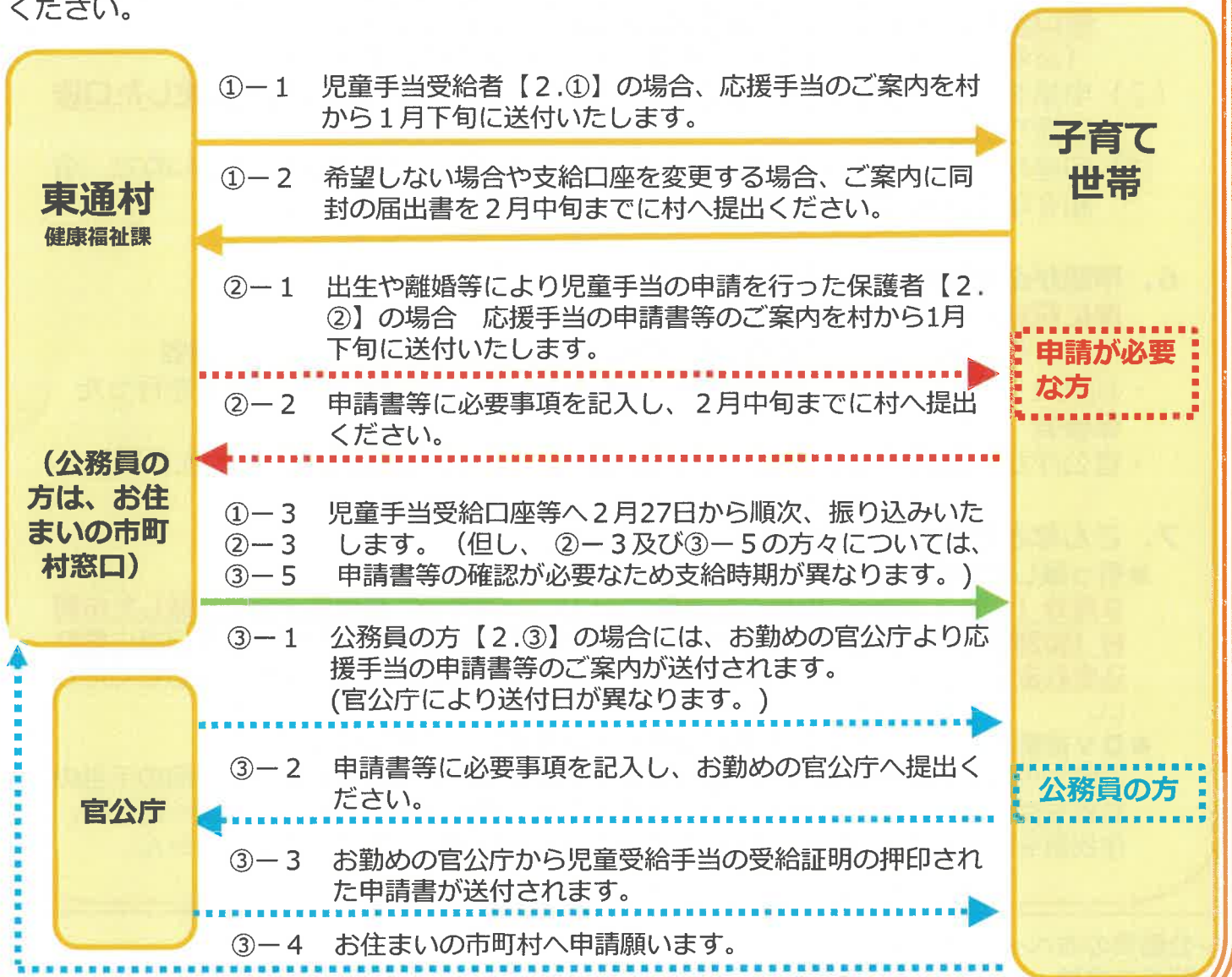


# 物価高対応子育て応援手当について

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

## ■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**ですが、**申請が必要となる方もいます**。詳細は、裏面「6」をご覧ください。  
また、希望しない場合や支給口座を変更する場合、案内された期日までに届出書を窓口へ提出ください。



## 1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分(※)**の児童手当の支給対象児童  
(※令和7年9月に出生した児童については10月分)
- (2) 令和7年10月1日から**令和8年3月31日まで**に出生した児童【要申請】

## 2. だれがもらえるの？【支給対象者】

- ①上記(1)の**児童手当受給者**、
- ②上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者【要申請】
- ③上記(1)及び(2)に該当する公務員の方【要申請】

## 3. いくらもらえるの？【支給額】対象児童1人につき**2万円**(1回限り)です。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

#### 4. いつもらえるの？【支給時期】

**東通村では、令和8年2月27日から順次支給を開始**します。

以降、入金の確認ができなかった場合は、窓口までお問い合わせください。

注）「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

#### 5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

- (1) 児童手当受給者については、**原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座**に振り込みます。

**（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時の口座となります）**

- (2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）については、**申請書で指定した口座**に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年3月末までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

#### 6. 申請が必要なのはどんな場合？

**次に記載する方は申請が必要となります。**

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請を行った保護者
- ・官公庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）

#### 7. こんなときはどうなるの？

##### ■引っ越した場合はどうなりますか？

**9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。**ご不明な点があれば、前述の引っ越し前の市町村にお問い合わせください。

##### ■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

#### ～公務員の方へ～

公務員の方は、所属庁から手続きについてのお知らせがありますので、必ずご確認ください。

また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします。

（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）

### お問い合わせ先

健康福祉課「子育て応援手当」窓口（受付時間：平日9:00～17:00）電話：0175-28-5800



#### 「物価高対応子育て応援手当」に関する

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに、東通村から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに東通村の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。